

平成 30 年度 篠原土地区画整理事業に伴う発掘調査

若宮ノ東遺跡

現地説明会資料



調査区遠景



竪穴建物跡 床面検出



竪穴建物跡 出土土器



総柱建物跡 柱穴断面



総柱建物跡 柱穴出土土器



記者発表 : 平成 3 1 年 3 月 1 5 日 (金) 1 1 時 ~ 1 2 時

現地説明会 : 平成 3 1 年 3 月 1 7 日 (日) 1 0 時 ~ 1 1 時

1. 調査の成果

南国市教育委員会では、平成 29 年 10 月より篠原土地区画整理事業に伴う本発掘調査を実施しています。これまでの発掘調査では、弥生時代～近現代にいたるまでの様々な遺構・遺物を確認してきました。そのなかでも、弥生時代の終わりと古代の 2 つの時期に遺跡が特に栄えていたことがわかりました。

平成 31 年 1 月より調査を進めていた F・G 区では、竪穴建物跡については弥生～古墳時代のものが 9 棟も見つかりました。ほかにも、弥生時代～古代の遺構を多く確認しました。

今回の調査で特筆すべき点は、総柱建物跡を 2 棟確認したことです。柱穴は一辺が約 1.2m の方形で、直径 50cm 弱の柱が据えられていたことがわかりました。建物規模はいずれも 3 間×4 間の長方形の建物跡であることもわかりました。

さらに、平成 28 年度に高知県埋蔵文化財センターが発掘調査を実施した箇所でも総柱建物跡が 1 棟確認されていたことが分かっていたため、調査成果を共有したところ、この 3 棟の総柱建物跡が軸を同じくして一列に並んでいることが明らかとなりました。

これらの建物群は、規模や規格性から郡衙の正倉である可能性が高いということがわかってきました。

○郡衙とは

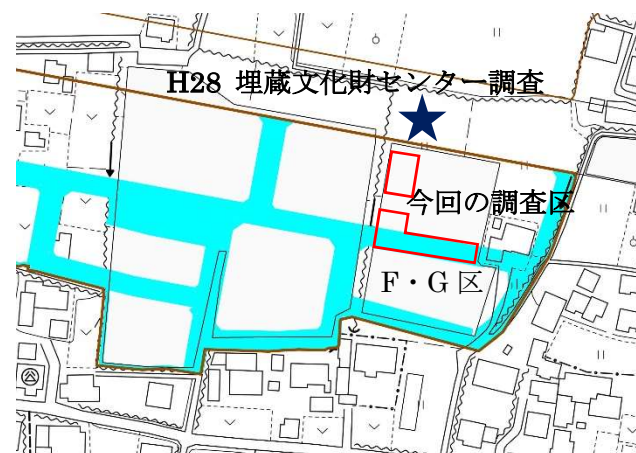
律令国家では、地方を国・郡（評）・里（郷）という行政単位に分けられました。各郡に置かれた役所を郡衙といいます。郡衙は、中枢施設の郡庁、役人などが宿泊する館、正倉といった施設などで構成されていたと考えられています。

○正倉とは

正倉は、「租（穀物）」を備蓄するための高床倉庫です。律令制が成立する飛鳥時代（7 世紀頃）から登場すると考えられています。

律令制が成立すると、租税制度として「租庸調制」が施行されました。「租」は地方、「庸調」は中央政府の財源に充てられました。そのため、地方では郡（評）に正倉を置き、納められた「租」の管理および運用を行っていたと考えられています。

正倉は複数棟立ち並ぶのが一般的で、周りを濠や塀で区画された大規模なものを正倉院と呼びます。



2. おわりに

前述のとおり、今回確認した総柱建物群は郡衙の正倉である可能性が高いことがわかってきました。しかし、正倉を区画する溝や周囲の施設が明らかとなっていない点や総柱建物跡の時代を示す遺物の数が少ないなどの課題もあります。

今後、南国市教育委員会では約 4 年間発掘調査を行う予定で、若宮ノ東遺跡内を広く調査していきます。そのため、発掘調査や整理作業が進むことで遺跡の全体像や変遷を明らかにすることができると考えています。